

## 【計画策定の趣旨】

我が国の少子高齢化は、他の先進諸国に例をみないスピードで進行しています。また、近年人々の価値観や考え方、ライフスタイルの変化、家族形態の多様化、プライバシーへの配慮などから、身近な地域での交流や人々の結びつきも希薄になってきています。一方、市民の福祉に関するニーズは多様化し、地域で手助けを必要とする人が、増加しています。子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して充実した生活を送るためには、お互いにコミュニケーションを深め、「地域で支え合う力」を高めていくことが一層大切になっています。このため、行政には、よりきめ細やかな福祉サービスが求められますが、地域においても、住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などのさまざまな団体・組織等、支部社会福祉協議会（以下「支部社協」という。）、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と市（行政）とが適切な役割分担のもとに連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。また、今まで、福祉といえば障がい者、高齢者、児童など対象者ごとの議論が中心でしたが、本来の福祉は、分野を超えた包括的なものであり、地域社会で担うものと考えられます。そのため、これまでの個別の福祉計画を横断的に捉える総合的な計画として「鴻巣市地域福祉計画」、民間活動の自主的な行動計画として「鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を市民、団体、関係組織と市社協および市（行政）が一体となって策定いたしました。

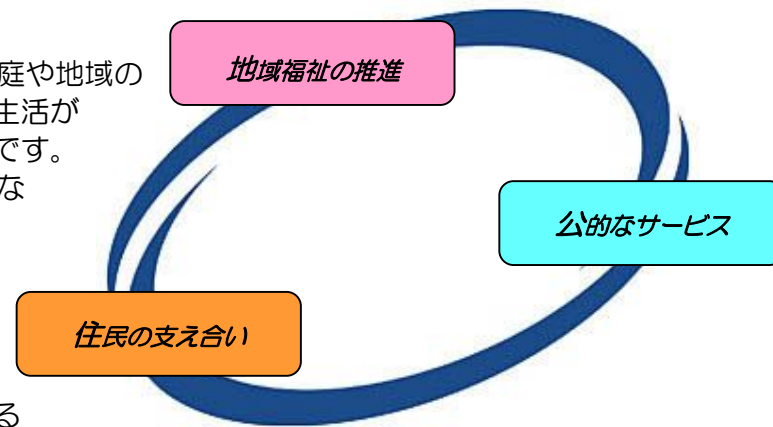
## 【地域福祉とは】

地域福祉とは、個人が人としての尊厳をもって家庭や地域のなかで障がいの有無や年齢に関わらずその人らしい生活が送れるよう地域住民がお互いに支えあっていくことです。

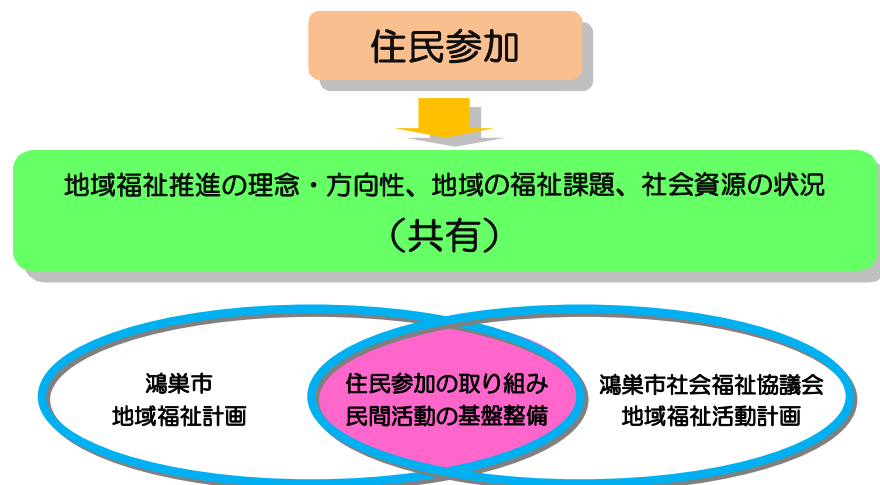
地域には、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題があり、その生活課題は、誰もがいつかは遭遇する問題であると認識し、住民が手を携えて共に生きるまちづくりの精神を育てていくことが大切です。

そのため、地域住民が多様な生活課題に目を向けてその課題の克服について一緒に考え、解決するしくみを話し合うことが必要です。

住民、ボランティア、地域福祉活動組織、福祉事業者、支部社協、市社協や市（行政）など地域に関わるすべてのものが協働して、「共に生きる社会づくり」を進めることが大切です。



## 【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係】



地域福祉推進のための政策や仕組みをつくる計画が、鴻巣市地域福祉計画であり、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める計画が鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画となります。これらを一体的に策定することにより、住民、ボランティア、地域福祉活動組織、福祉事業者、支部社協、市社協や市（行政）など地域に関わるものそれぞれの役割が明確になり、協働や実効性が高まります。



# 鴻巣市地域福祉計画 鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画

（平成21年度～平成25年度）  
【ダイジェスト版】

## 人輝く 思いやりのあるまちづくり



地域の人々が互いに声をかけ合い、交流し、豊かな人間関係を構築していくなかで年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、一人ひとりの個性や人間性が尊重され、その人らしく生涯輝いて暮らせるまちを目指します。また、誰もが支える側にも支えられる側にもなるという地域福祉の考え方を広め、互いに思いやりの心で支え合い、市民が主役となり地域課題の解決に向けて参画するまちを目指します。

# 人輝く 思いやりのあるまちづくりの実現を目指し4本の基本目標を掲げました！

## 基本目標 1 地域を支える担い手づくり

### 《基本計画》

(1)地域福祉を担う人づくり

(2)社会福祉事業の健全な発達の促進

(3)思いやりと世代間交流のある地域づくり

### 《取り組み事項》

- ① 地域コーディネーターの育成【重点的取り組み】
- ② 福祉活動を担う人材の発掘・育成の仕組みづくり
- ③ ボランティア・NPO・地域福祉組織・当事者組織などの育成と支援

- ④ 福祉サービスへの参入及び福祉起業の支援
- ⑤ 障がい者や高齢者の就労機会の確保
- ⑥ 社会福祉協議会の活動の充実

- ⑦ 遊び・学びの場づくりと地域イベントへの参加
- ⑧ 「あいさつ・声かけ」運動の推進
- ⑨ 思いやりの心の育みと人権尊重

### 重点的取り組みⅠ

#### 【地域コーディネーターの育成】

地域では、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員、見守り活動推進員やボランティアなどが、相談活動、見守り活動、友愛訪問活動、会食会やサロン活動など、さまざまな地域福祉活動を行っています。

しかし、それぞれが個々の活動に終始しており、地域の生活福祉問題を発見しても、その解決に向けて話し合いをしたり、支援に結びつけたりすることができていない状況にあります。

そこで、地域全体を見渡して地域の福祉課題を把握し、住民同士のつながりや相互扶助の仕組みを推進する役割を担う「地域コーディネーター」を支部社協ごとに配置します。

## 基本目標 2 地域を支えるネットワークづくり

### 《基本計画》

(4)地域と専門機関をつなぐ仕組みづくり

(5)地域基盤の整備と情報の共有

### 《取り組み事項》

- ⑩ 生活福祉問題の早期発見（見守り活動）と専門機関との連携【重点的取り組み】
- ⑪ 住民同士の助け合いの仕組みづくり

- ⑫ 支部社協の組織化と活動の整備・推進
- ⑬ 地域活動関係者の情報交換・交流の場づくり（地区懇談会）

### 重点的取り組みⅡ

#### 【生活福祉問題の早期発見（見守り活動）と専門機関との連携】

地区懇談会において、「地域では障がい者や高齢者などの把握ができていない」という声があったように、地域における生活福祉問題の把握の仕組みが整っていない現状が明らかになりました。

子ども、障がい者や高齢者などの虐待、孤独死や引きこもり等が社会問題となっている現在、地域ぐるみで生活福祉問題を早期に発見し、早期に解決する仕組みづくりが重要です。

深刻な事態を未然に防ぐには、地域ぐるみの見守り活動だけでなく発見された問題が専門機関や行政等に早期に伝わり解決に向けた取り組みがされるよう、日頃から連携できる関係を築いておく必要があります。

## 基本目標 3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり

### 《基本計画》

(6)誰もが参加しやすい地域づくり

(7)心と体の健康づくり

### 《取り組み事項》

- ⑭ 気軽に集まれる居場所（サロン）づくり【重点的取り組み】
- ⑮ 身近な相談体制づくり
- ⑯ 福祉サービス情報の提供と適切な利用の促進

- ⑰ 介護予防と自立支援の推進

### 重点的取り組みⅢ

#### 【気軽に集まれる居場所（サロン）づくり】

市民には、仲間づくりを積極的にしたいという要望があります。向こう三軒両隣の近所付き合いが希薄化している現在、身近な地域で交流できる仕組みを積極的に推進する必要があります。

誰もが気軽に集まれる「居場所（サロン）」づくりをすすめ、地域コミュニティの活性化、健康維持、社会参加の促進、孤独感の解消を図ります。

公民館、集会所、空き家、空き店舗や地域住民の自宅などを幅広く活用して、身近な場所に気軽に集え何でも話し合える交流の場をつくりまします。

## 基本目標 4 安心して生活ができる環境づくり

### 《基本計画》

(8)災害に強いまちづくり

(9)安心して暮らせるまちづくり

(10)人にやさしいまちづくり

### 《取り組み事項》

- ⑱ 災害時要援護者の把握と情報共有【重点的取り組みⅣ】
- ⑲ 災害時要援護者の救済と支援

- ⑳ 自主防犯活動の推進
- ㉑ 交通安全教育の推進と環境の整備

- ㉒ 外出支援の推進
- ㉓ ユニバーサルデザインへの理解と推進
- ㉔ 美しく快適なまちづくり

### 重点的取り組みⅣ

#### 【災害時要援護者の把握と情報共有】

大規模災害時には人命救助が最優先となることから、災害時要援護者本人の意向を最大限尊重し、本人の同意を得つつ災害時要援護者名簿を整備し、安否確認や救助に必要な情報として共有しておくことは、市民の生命や財産を守るための基礎的取り組みです。

関係組織間での災害時要援護者の情報共有の方法としては、下記の4つの方式がとられていますが、本市にふさわしい方式で取り組んでいきます。

- ① 手上げ方式  
災害時要援護者名簿登録制度の主旨の理解を深め、名簿への登録を自主的に申請した人の情報のみを収集する。
- ② 同意方式  
行政の関係各課、自治会や民生委員・児童委員などの関係組織が、通常の相談活動の中で、災害時要援護者に対して、名簿への登録を働きかけ、情報を収集する。
- ③ 関係組織共有方式  
災害時要援護者本人から同意を得ない場合であっても、本市の規定（条例）に基づいて個人情報に関係組織との間で共有する。
- ④ 組み合わせ方式（上記①～③を組み合わせる方式）